

「特定継続的役務提供（エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）をやめたい！」

エステや家庭教師など長時間、継続的にサービスを受ける契約は、実際に受けてみないと効果があるか、自分にあっているかがわかりません。特定商取引法では、期間が2カ月を超え（エステサロンは1カ月超）かつ金額が5万円を超える上記の6種類の契約を、特定継続的役務提供と指定、クーリング・オフや中途解約ができます。

事例1

誕生月に、エステの割引券が届いた。両ワキ脱毛コースの体験予約を入れ、店舗に出向いた。体験では一部分しか脱毛されず、1年間の電気脱毛コースと化粧品を勧められ50万円の契約をした。しかし、永久脱毛するにはさらに料金がかかることが分かった。クーリング・オフしたい。

事例2

営業員が訪ねて来て「学力診断テストをやってみませんか。2,900円の簡単なテストです。現在の学力や、進路について分かります」と中学1年の子どもにテストを勧めた。後日、結果を持参。「今できない箇所があると3年生になってもできない。やれば必ず実力がつく。分からないところは家庭教師がサポートします」と家庭教師派遣と3年分の学習教材を勧められ契約。後日教材が届き、子どもはこんなにたくさんできるかどうか不安になった。案の定、成績も上がらない。解約したい。

事例3

結婚相手紹介サービス業者へ出向き、2年間で20万円のコースを契約した。1カ月過ぎても誰も紹介してくれないので「解約したい」と伝えたら、「もうしばらく様子を見て。そのうちいい人を紹介する」と解約させてもらえない。

アドバイス

契約前に概要書面、契約後に契約書面の交付が義務付けられています。サービスの内容、料金、解約条件等についてよく確認しましょう。

契約書面を受け取った日から8日以内であれば、書面により契約の解除（クーリング・オフ）ができます。関連商品に関しても同様です。ただし消耗品などを使用した場合、使ったものについては、クーリング・オフの規定が適用されません。

クーリング・オフ期間を過ぎても、理由にかかわらず一定の解約料を支払えばいつでも中途解約できます。解約料の上限が法律で定められています。

初めから、長期間の契約は結ばないようにしましょう。

その他、不当な勧誘があれば契約を取り消せる場合があります。ご相談ください。

----- 携帯電話やスマートフォンのトラブルに注意！ -----

サクラサイト商法

「お金をあげる」「悩みを聞いて」「有名人に会える」「運気が上がる」などと迷惑メールが届き、好奇心や興味をひかれ、メール交換をするために、高額なポイント代を請求されていませんか。

●さまざまな手口でサクラサイトへ誘導します。絶対にお金を支払ってはいけません。

オンラインゲーム

無料で遊べるとの広告を見てオンラインゲームを楽しんだ。優位に立ちたいとアイテムを購入したら、気が付かないうちに高額な請求を受けた。

●ゲームの多くは、ゲーム内の通貨やアイテムを購入すると課金されるしくみになっています。通信費用も別途かかるので注意が必要です。

●特にスマートフォンでは、アプリをダウンロードする際、メールアドレスや位置情報等の個人情報の収集に同意するよう求められます。中にはこれらの個人情報を外に送られる可能性があると考えられているものもあるので、同意の項目、内容をよく確かめましょう。アプリは、携帯電話会社のサイトや信頼できるストアから入手しましょう。

豊かな知識と断る勇気で安心生活

越前市消費者センター 相談日時/平日：午前8時30分～午後5時

☎22-3773